

議案第38号

南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例

南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設への入所等に係る手続き等について所要の整理を行うため、南風原町保育の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第6号）を廃止する必要があるため提案する。

南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例

南風原町保育の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に廃止前の南風原町保育の利用等に関する条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。